

会員各位

山口県行政書士会

会長 杉山 久美子

(公印省略)

山口県行政書士会会員証の更新手続きについて（通知）

平素より本会の運営に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本会会員証の有効期限が近づきましたので、山口県行政書士会会員証及び会員徽章に関する規則第3条に基づき、下記の要領にて更新手続きを行います。

会員の皆様におかれましては、お早目にお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1. 手続期間：有効期間満了日（2024（令和6）年3月31日）まで随時受付
2. 交付期間：令和6年1月以降、順次交付
3. 対 象：山口県行政書士会全会員
4. 更新手続に必要な書類等：
 - (1) 行政書士会員証（更新）（変更）申請書・・・裏面
 - (2) 写真2枚（申請書に1枚貼付、会員証用1枚同封）（縦3cm×横2.5cm、撮影後3ヶ月を経過していないもの）※裏面に支部・氏名をご記入下さい。
5. 手数料：無料
6. その他：
 - (1) **現在使用中の会員証は、新しい会員証受領後、各自裁断のうえ処理してください。本会への返納は不要です。**
 - (2) 新しい会員証は、ご来局または郵送での交付となります。受領後、受領証を本会までお送りください。（FAX可）
 - (3) 会員証の記載事項に変更がある場合
日行連の行政書士変更登録申請の手続が必要となりますので、山口県行政書士会までご連絡下さい。（記載事項に変更がある場合は、別途変更手数料が必要です。）

以上